

漁業権に関する相談窓口に寄せられた相談事案及び回答

令和6年1月現在

区分	番号	相談事案	回答
新規免許	1	漁業権は個人で取得できるものなのか。	養殖を営む区画漁業権、定置漁業を営む定置漁業権は、個人で免許を受けることが可能です。 なお、一定の水面を共同で利用して営む共同漁業権は、漁業協同組合（漁協）又は漁業協同組合連合会（漁連）にのみ免許されるものです。
	2	漁業権はどこに設定されているか。	漁業権が免許されている場所については、海しる（ https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html ）で確認することができます。※海しる更新のタイミングにより最新の情報ではない可能性もあります。 漁業権は、各都道府県知事が免許していますので、詳細は関係都道府県にお問合せください。
	3	漁業権の切替え時期でないと、新たな漁業権の免許は受けられないのか。	5年ごとの海区漁場計画作成（漁業権の一斉切替え）の時期によらずとも、関係者や関係機関との調整を図った上で、都道府県知事が海区漁場計画を変更することにより、新たな漁業権の免許を受けることが可能となります。

4	新規で免許を受けたいが、どのような手続きでどれくらいかかるのか。	希望者からの相談を受けた都道府県が、利害関係人との意見聴取等関係者・関係機関との調整を図った上で漁業調整上等の支障がなければ海区漁場計画を変更した上で免許することとなります。こうした情報を解説した「新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュール」を水産庁のHPで公表 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/attach/pdf/gyogyouken_jouhou3-205.pdf) しておりますので、ご参照ください。 なお、手続きには通常8～11か月程度が見込まれます。
5	共同漁業権が免許されていない海域において区画漁業権が免許されている事例はあるか。また、新規の区画漁業権の取得について、共同漁業権区域外であれば地元漁業者との調整なく免許を受けられるのか。	区画漁業権は、共同漁業権区域の有無にかかわらず免許することが可能であり、実際に共同漁業権の外の海域で免許されている事例があります。 ただし、漁業権が免許されていない海域においても、知事許可漁業等の様々な漁業が行われている実態があること、養殖業は海面を占有しないと成り立たない漁業形態であること、から紛争を防止する観点で事前の漁場利用調整は必要となります。 なお、漁業権が免許されている場所については、海しる (https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html) で確認することができます。
6	ナマコ漁業を営みたいがどうすればいいのか。	ナマコは特定水産動植物に指定されており、漁業の許可及び漁業権に基づかない採捕はできません（漁業法第132条、漁業法施行規則第41条）。具体的には、共同漁業権の範囲内で漁業を営む権利（組合員行使権）に基づく場合、または、都道府県知事から許可を受けた場合に採捕することができます。各地域で規制の内容が異なりますので詳細は、関係都道府県にお問合せください。

7	港湾区域内において、占有許可を得ていたとしても、養殖を営むためには漁業権が必要か。また、港湾区域内で養殖を営むことについて、港湾利用の観点から問題があるか。	占有許可の有無にかかわらず、公共の用に供する水面で、養殖を営むためには、漁業権が必要です（漁業法第68条）。また、都道府県知事は、漁場の区域の全部又は一部が、港湾区域（港湾法第2条第3項）内にある場合には当該区域を管理する港湾管理者の長に、港の区域内その他船舶交通のふくそうする水域内（港則法）にある場合には当該区域を管轄する海上保安監部長又は海上保安部長（特定港にあっては港長）に、海区漁場計画に漁業権を設定する前にあらかじめ協議して調整を図る必要があります。
8	定置網を営む場合は漁業権が必要か。	一部の例外（瀬戸内海におけるます網漁業、陸奥湾における落とし網漁業及びます網漁業）を除き、身網の設置される最深部が最大高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては15メートル）以上のものや、北海道でさけを主たる漁獲物とする定置網（漁業法第60条第3項）を営む場合は、定置漁業権が必要です（漁業法第68条）。 また、定置漁業権の免許が必要でない定置網（いわゆる小型定置網漁業など）については、第二種共同漁業権に基づく場合と都道府県知事の許可に基づき操業する場合がありますので、関係都道府県にお問合せください。
9	刺し網漁業を行いたいがどうすればよいか。	刺し網漁業は、第二種共同漁業権に基づく場合と都道府県知事の許可に基づき操業する場合がありますので、関係都道府県にお問合せください。

漁業権一般	10	沖合に漁業権は存在するのか。	<p>比較的沖合と考えられる水域であっても、漁業権の設定は制度上可能です。</p> <p>漁業権の設定状況については、海しる (https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html) で確認することができます。</p>
	11	漁業権の免許切替え時期を教えてください。	<p>漁業権の免許期間は、共同漁業権は10年、区画漁業権は5年又は10年及び定置漁業権は5年です。漁業権の一斉切替えは、令和5年9月以降全国で順次行われておりますが、切替え時期は都道府県や海域などにより異なりますので、詳細は関係都道府県にお問合せください。</p>
	12	切替え前の漁業権に基づく漁獲実績がない場合であっても、漁業権の切替えに際し策定される海区漁場計画において同じ場所に再度漁業権が設定されることはあり得るのか。	<p>漁業権の免許を受けた者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するように努めることとされております（漁業法第74条）。漁業権の免許を受けた者が漁場を適切かつ有効に活用していない場合には、都道府県知事が指導することになります（漁業法第91条）。</p> <p>また、海区漁場計画の作成時において、適切かつ有効に活用されている漁業権については、引き続き類似漁業権として設定されます（漁業法第63条）が、適切かつ有効に活用されていない漁業権につきましては、水面の総合的な利用の観点から必要に応じ漁業権の内容の見直しを行った上で、新規の漁業権として設定されることとなります。</p>

漁業権侵害	13	共同漁業権区域内に区画漁業権が免許されている場合、当該区画漁業権の区域の中で当該共同漁業権の内容の漁業はできるのか。	区画漁業権の区域の中であっても区画漁業権に基づく養殖が行われていない時期や生け簀の横などで操業することは可能ですが、養殖施設を毀損したり、養殖行為の妨害に当たる場合は、器物損壊罪に問われたり漁業権侵害となる可能性があります。限られた水域を有効に利用できるよう当事者間での話し合いなどにより、必要な調整を図っていただくことが適切です。
	14	組合員行使権に基づいて素潜り漁を行う際に、当該組合員行使権を有する者の家族が素潜り漁に従事することは可能か。	組合員行使権を有する組合員が営む場合には、当該漁業に係る漁業従事者として組合員行使権の範囲内で採捕に従事することは可能です。
遊漁	15	漁業権区域でイセエビを獲ると罪になるか。あるいは、漁業権がない海域であれば、イセエビを獲るのは問題ないか。	漁業権区域において、イセエビが漁業権の対象魚種となっている場合には、漁業権侵害となる可能性があります。その他、各都道府県の漁業調整規則により、禁止期間や全長制限等の規制があります。各地域で制限の内容が異なりますので、関係都道府県にお問合せください。
漁業権行使規則	16	正組合員であるにもかかわらず、アワビ稚貝を放流した漁場（漁礁）において、アワビを採捕させてもらえない。	漁業権の免許を受けている漁協及び漁連は、都道府県知事の認可を受けて制定する漁業権行使規則により、組合員行使権を有する者の資格や採捕の方法といった漁業の方法等を制限しています（漁業法第106条第3項）。 内容について疑義等がある場合は、当該漁協及び漁連にご相談ください。

漁業権の相続	17	父親から相続した漁業権を他者に譲渡できるか。	漁業権は原則譲渡することはできません（漁業法第79条）。相続した漁業権が不要であれば、漁業権を放棄することがあります。詳しくは、関係都道府県にご相談ください。
	18	漁業権者が死亡し、相続した子供が漁業を営むつもりは無く当該漁業権を放棄したい場合どうすればよいか。	相続放棄をしていなければ、漁業権自体は相続されますので、相続した旨を関係都道府県知事に届け出ていただくこととなります（漁業法第80条）。その上で、相続者が漁業権を放棄することができます。詳しくは、関係都道府県にご相談ください。
	19	亡くなった父親から漁業権を相続したが、操業していない。この場合は、放棄した方がよいか。	漁業権の免許を受けた者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するように努めることとされております（漁業法第74条第1項）。また、漁場を適切かつ有効に活用していない場合は、関係都道府県知事から漁場を適切かつ有効に活用するように指導、勧告を受ける場合があります（漁業法第91条）、その勧告に従わなかった場合は、漁業権を取り消される場合があります（漁業法第92条第2項）。加えて、漁業権の免許を受けた者が当該漁業権の内容である漁業を一漁業時期以上にわたり休業しようとする場合は、休業期間を定め、あらかじめ関係都道府県知事に届け出なければなりません（漁業法第87条）。今後、相続者が漁業を営むか否かにより手続きが異なりますので、関係都道府県にご相談ください。

陸上養殖	20	陸上養殖に区画漁業権は必要か。	<p>陸上養殖については、公共の用に供する水面で営まれるものではないことから、漁業法の対象外であり、漁業権は不要です。</p> <p>一方で、陸上養殖のうち、塩水を使用するものや閉鎖循環式で養殖をするもの等については届出（内水面漁業の振興に関する法律第28条）をする必要があります</p> <p>（https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/taishitsukyoka.html）。</p> <p>また、ウナギ養殖業を営む場合には、農林水産大臣の許可（内水面漁業の振興に関する法律第26条）が必要です</p> <p>（https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi/151030.html）。</p>
------	----	-----------------	---